

# 「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

## 補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中でであっても申請受付を終了することがあります

安全衛生対策コース名	補助対象	対象事業者
<b>I 総合対策コース</b> ・補助率 4 / 5 ・上限額 100万円（消費税を除く） → 詳細は 3 ページ	・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、 <b>優先順位の高い労働災害防止対策</b> に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の <b>高齢労働者（60歳以上）</b> が常時1名以上就労していること ・高齢労働者が対策を行う作業に就いていること
<b>II 職場環境改善コース</b> ・補助率 1 / 2 ・上限額 100万円（消費税を除く） → 詳細は 3 ページ <b>熱中症予防対策プラン</b> → 詳細は 4 ページ	・高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等） ・熱中症の発症リスクの高い高齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	
<b>III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース</b> ・補助率 3 / 4 ・上限額 100万円（消費税を除く） → 詳細は 4 ページ	転倒防止 ・労働者の転倒災害防止のため、 <b>専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費</b> （役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります） 腰痛予防 ・労働者の腰痛災害の予防のため、 <b>専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費</b> （役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	
<b>IV コラボヘルスコース</b> ・補助率 3 / 4 ・上限額 30万円（消費税を除く） → 詳細は 4～5 ページ	・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用した <b>コラボヘルス等</b> 、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時1名以上就労していること

### 【注意事項】

- ・補助金の交付は1年度につき1回までです。また、過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられません。
- ・複数コース併せての申請はできません。
- ・コースごとに予算額を定めています。
- ・その他、交付申請や実績報告・支払請求の注意事項は2ページ5～6ページや、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会